

亀山市告示第165号

亀山市リフレッシュ資金融資制度保証料補給要綱を次のように定める。

令和8年10月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市リフレッシュ資金融資制度保証料補給要綱

(目的)

第1条 この告示は、中東情勢の変化の影響等により事業活動に著しく支障を来している中小企業者等が経営の安定化を図るための融資を受けた場合に、市がその融資に係る保証料を補給することにより、これらの事業活動の継続を支援し、併せて地域経済の活性化に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この告示により保証料の補給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 三重県が定める令和8年度 リフレッシュ資金融資要綱（中東情勢・物価高騰等対応）（令和8年7月1日施行）に基づく融資（次号において「融資」という。）を受けた者
- (2) 融資について三重県信用保証協会（次条及び第7条第2号において「保証協会」という。）の保証を受けた者
- (3) 市内に主たる事務所又は営業所を有する者

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を対象者としなければならないことができる。

- (1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等
- (2) 亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）に規定する使用料
- (3) 亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）に規定する家賃
- (4) 亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）に規定する使用

料

(5) 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）に規定する負担金等

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

（保証料の補給）

第3条 市長は、予算の範囲内において、30万円を限度として保証協会の定める保証料の額の全額に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を補給するものとする。

（申請）

第4条 保証料の補給を受けようとする者は、令和9年3月31日までに、保証料補給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（決定等）

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、保証料補給決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による保証料の補給の決定に必要な条件を付することができる。

（請求）

第6条 前条第1項の規定により保証料の補給の決定を受けた者は、保証料補給請求書（様式第3号）により市長に請求するものとする。

（返還）

第7条 市長は、保証料の補給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、保証料の補給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により保証料の補給を受けたとき。

(2) 繰上償還等により、保証協会から保証料の返戻を受けたとき。

(3) その他市長が保証料の補給を不適當と認めたとき。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に保証料の補給を受けた者に係る保証料の補給を受けた額の返還については、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 4 条関係)

保 証 料 補 給 申 請 書

年 月 日

亀山市長 様

申請者
住 所
氏 名

〔 ※法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名をご記入ください。また、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。 〕

次のとおりリフレッシュ資金の融資を受けたので、亀山市リフレッシュ資金融資制度保証料補給要綱第 4 条の規定により、保証料金 円を補給していただきますよう申請します。

記

- 1 借入金額 _____ 円
- 2 借入期間 _____ 年
- 3 保証料率 年 _____ %
- 4 業種(具体的に記入してください。) _____
- 5 市内に有する主たる事務所又は営業所の所在地

- 6 資金の使途
運転資金 (具体的使途: _____)

7 返済方法 ____年____月____日を第1回として以後____か月ごとの____日に
____円返済する。ただし、初回は____円とする。

8 保証料払込状況

借入年月日	借入金決定額	借入期間	保証番号及び 保証の内容	保証料払込 年 月 日
	円		保証番号 保証内容 別添信用保証書 (写し)のとおり	
上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 金融機関名 ㊞				

添付書類

- 1 信用保証書の写し(金融機関が添付したもの)
- 2 市外から新たに転入した者のうち、市長が必要と認める者にあつては、前年度の市町村
民税を納税したことを証する書類
- 3 その他市長が必要と認めた書類

同 意 書	
亀山市リフレッシュ資金融資制度保証料補給要綱第2条第2項の規定の施行に必要な 限度において、市職員が市税その他市の歳入の納付状況を調査することについて同意しま す。 申請者 ㊞ (生年月日)	

様式第 2 号(第 5 条関係)

保 証 料 補 給 決 定 書

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付けで申請のありました保証料の補給について、亀山市リフレッ
シュ資金融資制度保証料補給要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり決定しましたの
で通知します。

保 証 料 補 給 決 定 額	円
-----------------	---

交付条件

保証料の補給に係る関係書類は、補給金交付完了後 5 年間保存すること。

様式第3号(第6条関係)

保証料補給請求書

年 月 日

亀山市長 様

申請者
住 所
氏 名

〔※法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名をご記入ください。また、本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。〕

年 月 日付け 第 号で決定のありました保証料の補給について、亀山市リフレッシュ資金融資制度保証料補給要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額	円		
振 込 先	銀行 金庫 農協 支店		
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号	
フリガナ			
口座名義人			